「5　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金運用収入から控除せず、費用の表中経営安定基金運用費用とし
て整理するものとする。
5　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金運用収入から控除せず、費用の表中経営安定基金運用費用とし
て整理するものとする。」

6　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関して要した手数料その他の鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関する費用は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券受取利息から控除せず、費用の表中鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券関連費用として整理するものとする。」

「経営安定基金運用費用に」ハ　経営安定基金の運用に要する費用　ハあるのは

「経営安定基金運用費用に」ハあるのは「経営安定基金運用費用及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券関連費用に」ハ、

「経営安定基金運用費用」	経営安定基金の運用に要する費用	」ハあるのは
「経営安定基金運用費用」	経営安定基金の運用に要する費用	ハ、
鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券関連費用	鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関する費用	」

「
　経営安定基金資産合計　×××　」ハあるのは
　経営安定基金資産合計　×××　ハ、
　×××　」
Ⅱの3　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券
「Ⅷ　評価・換算差額等　」ハあるのは「Ⅷ　評価・換算差額等　」ハあるのは
「Ⅳ　流動負債　」ハあるのは「Ⅳ　流動負債
「Ⅳ　流動負債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の引受けのための借入金を除く。）　」ハ、
「Ⅴ　固定負債　」ハあるのは
「Ⅴ　固定負債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の引受けのための借入金を除く。）　」ハ、
「
　固定負債合計　×××　」ハあるのは
　固定負債合計　×××
Ⅴの2　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券の引受けのための借入金　×××　ハ、
「Ⅷ　評価・換算差額等　」
「
　2　経営安定基金運用費用　×××　×××　」ハあるのは「
　経営安定基金運用費用　×××　×××
「　2　経営安定基金運用費用　×××　×××
Ⅳの3　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券受取利息　ハ、
　1　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券受取利息　×××
　2　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券関連費用　×××　×××　」

「(2)　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金運用収入から控除せず、経営安定基金運用費用として整理するものとする。」　ハあるのは

「(2)　経営安定基金の運用に要した手数料その他の経営安定基金の運用に要する費用は、経営安定基金運用収入から控除せず、経営安定基金運用費用として整理するものとする。」

(3)　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関して要した手数料その他の鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券に関する費用は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券受取利息から控除せず、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券関連費用として整理するものとする。　ハする。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「（同令附則第二十一項に規定する調整措置に要する額を含む。）」を削る。

第二十一条中「附則第三条第六項」を「附則第三条第四項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改める。

第二十四条第四号中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改める。

附則第二条第一項中「第二項及び第四項」を「第三項及び第五項」に改め、同項第六号中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第五項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「附則第十一条第一項第三号」を「附則第十一条第一項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「附則第十一条第一項第二号」を「附則第十一条第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「附則第十一条第一項第一号」を「附則第十一条第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法附則第十一条第一項第一号に規定する助成金の交付に関する事項

附則第二条第二項中「第二項及び第四項」を「第三項及び第五項」に、「第九条第一項第一号中「法第十七条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一項第一号に掲げる業務並びに法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」ハ、同項第二号」に、「附則第十一条第一項第一号及び第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「附則第十一条第一項第三号」を「附則第十一条第一項第四号」に、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とする」に改め、同条第三項中「第九条第一項第二号」を「同条第三項」に改め、同項第一号中「附則第十一条第一項第一号」を「附則第十一条第一項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第四号中「附則第十一条第一項第三号」を「附則第十一条第一項第四号」に改め、同条第五項第一号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同項第二号中「附則第十一条第一項第五号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第四号中「附則第十一条第一項第二号」を「附則第十一条第一項第三号」に改め、同条第五項第一号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同項第二号中「附則第十一条第一項」を「附則第十一条第二項」に、「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改め、同項第三号中「附則第十一条第一項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第六項中「同項第二号」を「同項第三号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第七項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に、「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同条第八項中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第五項」に、「附則第七条」を「附則第八条」に、「第二十条第一項第八号ハ」を「第二十条第一項第八号ロ」に、「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に改め、同条第九項中「同項第二号」を「同項第三号」に、「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改める。

附則第二条の二を削る。

附則第三条第一号中「附則第六条」を「附則第七条」に、「附則第一条第一項」を「附則第一条」に改め、「解散前の日本国有鉄道清算事業団」の下に「（附則第六条第二項において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）」を加え、同条第二号中「附則第三条第六項」を「附則第二条第四項」に改める。

附則第七条を削り、附則第六条を附則第七条とする。